

2019年5月27日

環境大臣

原田義昭 殿

日本実験動物医学会  
会長 安居院高志



### 「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する要望書

日本実験動物医学会は、公益社団法人 日本獣医学会の所属研究団体で、実験動物の獣医学的ケアに関心を持つ専門家を中心に組織された学術団体であります。本会は特に動物実験や実験動物に関する高度な知識や技術を身につけた獣医師を研修と試験により認定し、実験動物医学専門医として資格を与えている日本実験動物医学専門医協会を支援しております。

本会は、「動物の愛護及び管理に関する法律」に関して、次の事項を要望いたします。

#### 要望事項：

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」の見直しに際し、法律の第五章（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）第41条における記述内容は、現行のままとする。
2. 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」における「実験動物の適正な取り扱いの推進」の項目で、獣医師、特に実験動物医学専門医の役割を明記する。
3. 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」における第3-1-(1)-イ（健康管理と適切な治療）、第3-4（共通感染症）及び第4-1-(1)（麻酔薬、鎮痛薬の投与）の項目で、獣医師、特に実験動物医学専門医の役割を明記する。

-----

今般、「動物の愛護及び管理に関する法律」改正にあたり、実験動物関係の条項、第41条を現行のままとすることをお願い致します。動物実験や実験動物関係者は法及び法に基づく告示等を遵守するための様々な活動を行っており、第41条をはじめとする実験動物関連事項について、見直す根拠や理由は全くないと判断するためです。

また、獣医師による実験動物の健康管理、苦痛の軽減等は動物実験の中で極めて重要な位

置を占めており、先進諸国の中で日本だけが、法律、指針等で獣医師の役割が明確化されていません。国際的な機関・機構である CIOMS、OECD、ISO、OIE などが作成している実験動物の取扱文書・ガイドラインにも獣医学的ケアの重要性が明記されているのは対照的です。また、獣医師の関わりがなくとも動物実験が可能なのは日本だけで、このような状況を続けておきますと、諸外国はもとより国内からも我が国の動物実験に対する批判が高まり、研究者に不利益がもたらされることが危惧されます。一刻も早く国際的なレベルに達するためには上記の「基本的な指針」や「飼養保管基準」を改正し、獣医師、特に実験動物医学専門医の役割を明記すべきと考えます。

以上